

33 地域福祉の推進

(1) みんなでつくる 誰もが安心して暮らせるまち

●練馬区地域福祉計画

7年3月に、地域福祉を推進し、誰もが安心して心豊かに暮らせる社会を実現するため、「練馬区地域福祉計画 みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまちプラン（令和7年度～令和10年度）」を策定した。

1 計画の位置づけ

本計画の位置づけは以下のとおりである。

- ・社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」
- ・練馬区福祉のまちづくり推進条例第7条に規定する「福祉のまちづくりの推進に関する計画」
- ・成年後見制度利用促進法第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」
- ・社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」
- ・再犯防止推進法第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」

2 計画の体系（施策の柱と事業）

「誰もが安心して心豊かに暮らせるまち」を基本理念とし、その実現に向けた施策の柱と事業（5つの施策の柱と45の事業）で構成されている。

- (1) 区民との協働と地域の支え合いを推進する
8事業
- (2) 誰もが安心して生活できる環境を整える
17事業
- (3) 再犯を防止し安全・安心な地域社会を実現する（練馬区再犯防止推進計画）
9事業（再掲6事業）
- (4) ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりを進める（練馬区福祉のまちづくり推進計画）
9事業
- (5) 権利擁護が必要な方への支援を充実する（練馬区成年後見制度利用促進基本計画）
8事業

(2) 区民との協働と地域の支え合いを 推進する

●民生・児童委員

民生委員は、「民生委員法」に基づいて厚生労働大臣が委嘱している。生活に困っている人や高齢者などの相談に応じている。

任期は3年で、「児童福祉法」に基づく児童委員を兼ね、児童福祉の向上にも努めている。

●つながるカレッジねりま（福祉分野）

「地域福祉を担う人材の育成」と「育成した人材を活かす仕組みづくり」を目標に「地域福祉パワーアップカレッジねりま」として開設し、2年度から「つながるカレッジねりま」としてリニューアルした。6年度は年間の授業日数が29日で、25人が受講した。

●地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり

（福）練馬区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが、地域福祉協働推進員（ネリーズ）や地域活動団体等と協力しながら、地域のネットワークづくりを進める活動を支援している。

●やさしいまちづくり支援事業

地域福祉や福祉のまちづくり活動を行う区民活動グループの創意工夫あふれる企画提案事業に対して、活動費の一部助成や活動への助言などの支援を実施している。6年度は12団体に対して支援を行った。

●非営利地域福祉活動団体への補助金交付

非営利で、家事援助・介護サービス、移動サービスおよび食事サービスの活動を3年以上実施している団体を対象に補助金を交付している。6年度は9団体に対して交付を行った。

●福祉有償運送の支援

NPO法人等が障害者や高齢者などの送迎を有料で行う福祉有償運送は、自治体で設置する運営協議会の協議を経て、運輸支局に登録された法人に限り合法的に実施できる。区では、学識経験者やタクシー関係者、NPO法人などで構成される福祉有償運送運営協議会を設置し、協議を行っている。

(3) 誰もが安心して生活できる環境を整える

●指導監査（検査）・運営指導および社会福祉法人の設立認可

区に本部があり、区内のみで事業を行う社会福祉法人を対象に、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、指導監査を行っている。6年度は8法人に対する一般監査を実施した。

また、区内の福祉サービス事業者等を対象に、サービスの質の確保および支給等の適正化を図るため、指導検査を行っている。6年度は、障害福祉サービス事業者等で100事業所に対する実地指導、保育施設等で146施設に対する一般指導検査、介護サービス事業者等で185事業所に対する運営指導および2事業所に対する監査を実施した。

説明会および集団指導は、YouTubeの動画配信により実施した。

社会福祉法人の設立認可について、6年度はなかった。

●保健福祉サービス苦情調整委員の設置

保健福祉サービスの利用に関する苦情や相談に適切に対応する第三者機関として、平成15年6月に保健福祉サービス苦情調整委員を設置した。

弁護士等学識経験者からなる委員3人と、専門相談員2人で構成されている。

(4) 再犯を防止し安全・安心な地域社会を実現する

●練馬区保護司会

保護司会は、社会奉仕の精神をもって、主として非行少年や犯罪者の保護観察を担当するとともに、犯罪の予防を図るため、世論の啓発指導に努め地域環境の改善活動等地域社会の浄化を図ることを使命としている。

保護観察所長の推薦した社会的に信望のある篤志家のうちから保護司選考会の意見を聞いて、法務大臣が委嘱するもので、任期は2年である。7年3月31日現在、区には88人(定数146人)の保護司がいる。

区では、保護司会活動に係る事務費・分担金・事業費等の一部を補助している。

●練馬区更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯

罪をした者や非行のある少年の改善更生に協力することを目的としている。

区では、更生保護女性会活動に係る事務費・分担金・事業費等の一部を補助している。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくりを進める

●ユニバーサルデザイン体験教室

まちの中にあるバリア（段差など）等への興味関心を高めることにより、多様な人に対する理解の促進に取り組んでいる。6年度は、小・中学校への出張型を10校、区内在住・在学の小学校4～6年生と保護者を対象に学校外編を2回実施し、延べ1,115人が参加した。

●情報通信技術を活用した情報バリアフリーの推進

誰もが気軽に外出できるよう、区立施設や駅などの公共施設のバリアフリー状況が分かる練馬区バリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」を平成29年2月から区公式ホームページで公開している。

(6) 権利擁護が必要な人への支援を充実する

●権利擁護センター「ほっとサポートねりま」

平成17年1月に、高齢者や障害のある人など判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活できるように支援することを目的として、(福)練馬区社会福祉協議会に設置した。

福祉サービスの利用手続、金銭管理の支援や成年後見制度の利用支援、周知・啓発などを行っている。

19年1月には、区における成年後見制度活用を推進するための「成年後見制度推進機関」として位置付けた。

2年度から、国が定める中核機関の運営主体としての業務を行っている。区は、設置主体として運営を支援している。

中核機関の運営業務は、つぎのとおりである。

- (1) 相談および利用支援
- (2) 広報および周知・普及啓発
- (3) 地域連携ネットワークの構築
- (4) 市民後見人の養成・活動支援
- (5) 親族後見人の支援
- (6) 利用促進協議会の開催
- (7) 法人後見事業の実施

また、6年度から終活相談窓口を開設している。

●地域福祉権利擁護事業等の実施

成年後見制度の利用に至る前の支援として、福祉サービスの利用援助や支払・手続等、日常の金銭管理をサポートする「地域福祉権利擁護事業」や「財産保全・手続き代行サービス」を実施している。

(7) 練馬区社会福祉協議会との連携

●社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（社協）

社協は、地域の社会福祉活動を推進する営利を目的としない民間組織である。全国の自治体に設置されており、「社会福祉法」において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

1 活動

公益性の高い組織としてつぎの活動をしている。

- (1) 練馬ボランティア・地域福祉推進センター、権利擁護センター「ほっとサポートねりま」および障害者就労支援センター「レインボーワーク」等の運営
- (2) 共同募金への協力
- (3) 区の福祉事業の受託
- (4) 区のこどもだんらん食堂支援事業との連携（7年度開始）

2 理念

「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を理念に掲げている。

6年度に「第6次地域福祉活動計画」を策定した。この計画は、区の「地域福祉計画」と両輪をなす計画であり、区と社協は協働して地域福祉の向上に取り組んでいる。